東労基発 1117 第 10 号
令和８年 11 月 17 日

建設事業者の長　殿

東京労働局労働基準部長

建設業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

東京労働局管内における労働災害は、関係者の取組により長期的には減少傾向にあるものの、令和８年には、特に建設業において、10 月からの約１か月半の間に、墜落災害や、移動式クレーン、車両系建設機械等の転倒による死亡災害や個人事業者等による死亡災害が発生しているほか、休業４日以上の死傷災害についても、墜落・転落を中心に多数発生しており、その防止が重要な課題となっています。

特に、最近の死亡災害では、高所作業における墜落制止用器具の不使用又は不適切な使用、立入禁止措置の不徹底、作業手順の不履行等、基本的な安全衛生管理が適切に実施されていれば防止できたと考えられる事例が多くあります。

建設現場における労働災害防止対策を推進する上で、計画段階におけるリスクアセスメントの実施や労働者への安全衛生教育の徹底が求められます。このため、当局では、特に留意すべき４つの重点事項（決意表明、管理活性化、高所対策、教育強化）の４つの事項（４Ｋ）を展開しています。

また、改正労働安全衛生法令により、個人事業者等についても、危険箇所への立入禁止措置その他の保護措置が義務付けられ、建設現場で作業に従事する全ての者の安全確保が求められています。

つきましては、建設業における労働災害防止対策を一層推進するため、貴社の施工する工事現場等に対し、下記事項について周知及び取組の徹底をお願い申し上げます。

記

１　死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明と発信
２　安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
３　墜落・転落災害防止対策の徹底
４　安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底
５　移動式クレーン、車両系建設機械等の転倒等の労働災害防止対策の徹底